雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（令和六年能登半島地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例）

第九条　新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の令和五年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十三条、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四の十第一項及び第二項並びに第五十九条の四第一項、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条の十第一項及び第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係政令の整備

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条（見出しを含む。）中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改める。

第二十六条の二の表第五十条第一項第二号の項中「第五十条第一項第二号」を「第五十条第一項第三号」に改め、同表第五十条第一項第三号の項中「第五十条第一項第三号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第五十条第一項第四号の項中「第五十条第一項第四号」を「第五十条第一項第五号」に改め、同表第五十条第一項第五号の項中「第五十条第一項第五号」を「第五十条第一項第六号」に改め、同表第五十条第一項第六号の項中「第五十条第一項第六号」を「第五十条第一項第七号」に改め、同表第五十条第一項第七号の項中「第五十条第一項第七号」を「第五十条第一項第八号」に改め、同表第五十条第一項第八号から第十二号までの項中「第五十条第一項第八号から第十二号まで」を「第五十条第一項第九号から第十三号まで」に改める。

第二十六条の十六（見出しを含む。）中「第五十一条の二十九第一項第九号」を「第五十一条の二十九第一項第十号」に改める。

第二十六条の十七の見出し及び同条第一項中「第五十一条の二十九第一項第十一号」を「第五十一条の二十九第一項第十二号」に改める。

第四十一条の表第五十条第一項第八号の項中「第五十条第一項第八号」を「第五十条第一項第九号」に改め、同表第五十条第一項第九号の項中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改め、同表第五十条第一項第十号の項中「第五十条第一項第十号」を「第五十条第一項第十一号」に改め、同表第五十条第一項第十一号及び第十二号の項中「第五十条第一項第十一号及び第十二号」を「第五十条第一項第十二号及び第十三号」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「第五十条第一項第九号」を「第五十条第一項第十号」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二　法第二十一条の四の十第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者（法第二十一条の四の三に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名小児慢性特定疾病関連情報（法第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千百円とする。

前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第二十一条の四の十第一項の規定により国立成育医療研究センター等（法第二十一条の四の九に規定する国立成育医療研究センター等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。